

## 麻生区区民会議運営要領（案）

（趣旨）

第1条 この要領は、川崎市区民会議条例（平成18年川崎市条例第11号。以下「条例」という。）第12条の規定に基づき、麻生区区民会議（以下「区民会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第2条 区民会議は、条例第3条の規定に基づく所掌事務のほか、次に掲げる事項を処理するものとする。

(1) 課題解決に向けた取組に対する進行管理及び評価に関すること。

(2) 協働推進事業についての事業内容等の報告を受けること。

（課題の選定）

第3条 区民会議は、川崎市区民会議条例施行規則（平成18年川崎市規則第28号。以下「規則」という。）第2条の規定に基づき把握した課題のほか、次に掲げる方法により広く区民から地域社会が抱える課題を把握し、調査審議すべき課題を適切に選定するものとする。

(1) ホームページ

(2) 地域メディア

(3) 区民会議への提案箱

（副委員長）

第4条 条例第5条に基づき置かれる副委員長は2名とする。

2 副委員長は、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指定した順序によりその職務を代理する。

（会議運営）

第5条 区民会議は、原則として年4回開催する。

2 開催日時は、委員長が第8条に規定する企画部会に諮って決するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、委員長が必要があると認めるときは、臨時会を開催することができる。

（議事運営）

第6条 区民会議の議事は、出席委員の一致により決することを原則とする。ただし、委員長がこれにより難しいと認める場合は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

（専門部会）

第7条 条例第7条に規定する専門部会の設置及び廃止は、委員長が区民会

議に諮って決するものとする。

- 2 専門部に属すべき委員は、委員の互選により定める。
- 3 専門部に副部長を置くことができる。
- 4 専門部における調査検討の結果は、出席部会員の合意により区民会議に提案することを原則とする。

( 企画部会 )

第 8 条 区民会議に委員長、副委員長及び委員若干名で構成する企画部会を置く。

- 2 企画部に属すべき委員（委員長及び副委員長を除く。）は、委員の互選により定める。
- 3 企画部に部長及び副部長を置き、企画部に属する委員の互選により定める。
- 4 部長は、企画部の事務を掌理し、企画部の審議経過及び結果を区民会議に報告するものとする。
- 5 企画部会は、次に掲げる事項を処理するものとする。
  - (1) 会議運営の事前調整に関すること。
  - (2) 課題の整理及び調整に関すること。
  - (3) 区民会議の広報及び広聴に関すること。
  - (4) その他区民会議から委任を受けた事項に関すること。

( 関係者の出席 )

第 9 条 区民会議に条例第 8 条の規定に基づき関係者の出席を求める場合は、委員長が区民会議に諮って決するものとする。

- 2 専門部及び企画部に規則第 4 条第 4 項の規定に基づき関係者の出席を求める場合は、部長がそれぞれの部に諮って決するものとする。  
( その他 )

第 10 条 この要領に定めるもののほか、区民会議の運営に関し必要な事項は委員長が区民会議に諮って定める。

附 則

この要領は、平成 18 年 月 日から施行する。

## 川崎市区民会議条例（抜粋）

### （所掌事務）

第3条 区民会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- （1）区における地域社会の課題を把握し、その解決を図るための方針及び方策について調査審議を行うこと。
- （2）前号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するために必要な事項について調査審議を行うこと。

### （委員長及び副委員長）

第5条 区民会議に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、区民会議を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

### （専門部会）

第7条 区民会議は、必要に応じ専門部会を置くことができる。

### （関係者の出席）

第8条 区民会議は、調査審議のため必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

### （委任）

第12条 この条例に定めるもののほか、区民会議の組織に関し必要な事項は規則で定め、区民会議の運営に関し必要な事項は委員長が区民会議に諮って定める。

## 川崎市区民会議条例施行規則（抜粋）

### （課題の選定）

第2条 区民会議は、区民会議の委員が自らの活動等を通じて把握した課題及び区役所が業務を通じて把握した課題のうちから調査審議すべき課題を適切に選定するものとする。

### （専門部会）

第4条 区民会議は必要に応じ委員で構成される専門部会を設置し、専門部会は専門的事項に関する調査検討を行うものとする。

- 2 専門部会に属すべき委員は、委員長が区民会議に諮って指名する。
- 3 専門部会に部会長を置き、専門部会に属する委員の互選により定める。
- 4 専門部会は、調査検討のため必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。
- 5 部会長は、専門部会の事務を掌理し、専門部会の調査検討の経過及び結果を区民会議に報告するものとする。